

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月10日 20時20分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方港付近 伯方港一文字防波堤北灯台から真方位160°500m付近 (概位 北緯34°12.1′ 東経133°07.9′)
事故の概要	漁船蛭子丸は、南西進中、錨泊中の油タンカー兼ケミカルタンカー ACE HANAに衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー兼ケミカルタンカー ACE HANA、1,411トン 9805063（IMO番号）、伯方造船株式会社（A社） B 漁船 蛭子丸、2.0トン EH3-45603（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：19時22分ごろ
事故の経過	A船は、A社で新造され、7月11日に海上試運転を行う予定で、船首側に3個及び船尾側に2個の点滅灯を表示し、左舷錨を投下して錨鎖を6節繰り出し、無人の状態に錨泊していた。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、刺し網漁を終えて伯方港付近を南西進中、船長Bが、甲板員と共に前部甲板上で漁獲物の選別作業を行い、同作業を終えて操舵区画に戻ったところ、A船に気付いて機関を後進にかけたが、A船に衝突した。
分析	A船は、伯方港付近に無人の状態に錨泊中、その船首部にB船が衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、漁獲物の選別作業をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付くのが遅れ、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、B船が、南西進中、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
参考	A社は、本事故後、錨泊中は、停泊灯を表示し、作業灯で船体を照射し、船橋内に監視する者をつける措置を講じた。

	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>
--	---

- ・他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。